

小田原市自転車ネットワーク計画検討会 運営要領

(目的)

第1条 小田原市において、自転車の快適な利用環境づくりをめざし、自転車利用環境の整備に向けた計画となる「自転車ネットワーク計画」を策定するため、小田原市自転車ネットワーク計画検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 小田原市総合計画（おだわらTRYプラン）、小田原市都市計画マスタープラン、県西地域総合都市交通体系マスタープランと整合の取れた、自転車利用計画の検討に関する事項
- (2) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に定める構成員をもって組織する。

- 2 検討会には座長を設け、座長は小田原市建設部管理監（国県事業担当）が当たる。

(会議)

第4条 座長は必要に応じて、検討会の構成員を召集し、会議の議長を務める。

- 2 構成員は、やむを得ない理由により検討会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。
- 3 検討会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 検討会は、座長が必要であると認めたときは、構成員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見又は説明、その他の協力を求めることができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、小田原市建設部建設政策課国県事業促進係に置く。

(その他)

第6条 この運営要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

附 則

この運営要領は、平成25年10月16日から施行する。